平成２１年（フ）第１０８８号
北九州市小倉南区北方３丁目22番３―303号
債務者　犬塚ひとみ（旧姓密井・辛島）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１００号
北九州市小倉北区大畠３丁目２番12号
債務者　中山　直子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１２３号
北九州市小倉北区長浜町２番１―305号
債務者　水口　　明
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１２４号
北九州市門司区泉ケ丘１番36―404号
債務者　河崎　恵枝（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１３７号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番16―606号
債務者　流田久美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１５３号
北九州市門司区丸山１丁目10番27号
債務者　下田　政春
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１５５号
北九州市八幡西区永犬丸東町２丁目31番19―202号
債務者　梶原　政子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１５８号
北九州市八幡西区春日台２丁目12番12号
債務者　堂園　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４１６号
宮崎市大塚町樋ノ口1951番地２　安井アパート101号
債務者　岡本奈央美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５５号
福島県田村郡三春町大字下舞木字正神平181番地　舞木団地３－６
債務者　石川　治光
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
福島県安達郡大玉村大山字谷地77番地　パセオジュネス102、住民票上の住所福島県安達郡大玉村大山字谷地77番地
債務者　横山　貴幸
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２８５０号
愛知県小牧市大字文津835番地１　コーポ横井205号
債務者　小野　良子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４３号
神戸市北区谷上南町25番７号Ｂ―101号、前住所神戸市北区甲栄台１丁目13番１―807号
債務者　元井　真二
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９５号
兵庫県三田市天神３丁目25番22―101号、従前の住所兵庫県篠山市今田町辰巳14番地５
債務者　杉尾　和恵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７０号
兵庫県三木市大村1112番地ウエストハイツ301号
債務者　中尾　逸郎
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８１号
神戸市兵庫区吉田町２丁目９番７号
債務者　北山　信子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９８号
神戸市須磨区北落合５丁目１番331―203号
債務者　稲岡　　彰
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部